

Youtubeから

アモイの男性は愛人にアパートを与え、妻には月に5000元しか与えなかった。

1990年8月、魏さんと盧さんは友人の紹介で知り合い、すぐに恋に落ち、12月に結婚した。翌年には息子も生まれ、家族3人は幸せだった。魏さんは2003年、息子と陸さんの世話のため仕事を辞め、陸さんは家族を養うための生活費として魏さんに月5000元を渡した。その後、ルーさんは30代のヤンさんに会いました。過去5年間、ルー氏は延氏に300万元以上を相次いで送金した。この期間中、陸さんは魏さんに内緒でアモイの不動産4軒、その他の都市の不動産8軒を自分の名前で購入した（8軒はすべて厳さんに与えられた）。東荘事件後、魏さんは夫の陸さんを法廷に訴え、廈門のアパート4軒と陸さん名義の銀行カードの預金400万以上を含む夫婦内の財産の分割を求めた。

質問: 結婚中に夫婦の共有財産を分割するために訴訟を起こすことはできますか?

答え: はい。法律は、結婚中に夫婦の財産を分割できる状況に関する具体的な規定を定めています。中華人民共和国民法第1066条によれば、「婚姻中に次のいずれかの事由が生じた場合、配偶者の一方は共有財産の分割を人民法院に申請することができます。(1) 当事者の一方が隠蔽した場合夫婦の共有財産又は夫婦の共有財産の偽造その他夫婦の共有財産の利益を著しく害する行為 (2) 当事者の一方が、法的支援の義務がある場合は、重篤な病気に罹っており治療が必要ですが、相手方は関連する医療費の支払いに同意しません。」

通常の場合では、当事者は婚姻中に離婚せずに婚姻

財産の分割請求のみを提出することはできません。ただし、上記の特別の事情が生じた場合には、夫婦共有財産の分割についてのみ裁判所に訴訟を起こすことができます。この事件では、盧さんと燕さんの間には婚外子があり、この間、魯さんは相次いで300万元以上を送金し、いくつかの不動産を燕さんに寄付しており、共有財産に重大な損害を与えたことは明らかである。夫婦の利益を侵害し、魏さんの利益を侵害した。陸氏の行為は中華人民共和国民法第1066条に規定される状況に該当する。先に夫婦財産の一部を分割するという魏さんの要求は法律に準拠しており、裁判所も支持した。裁判所は、この事件で陸さんは結婚中に魏さんに内緒で住宅を購入し、その家を燕さんに寄付したことは巨額の財産を隠蔽し譲渡した行為に当たると判示した。したがって、夫婦財産の分割は、非過失当事者である魏さんの正当な権利と利益を保護するのに役立つものであり、最終的に、裁判所は、非過失当事者の配慮の原則に基づいて、4の分割を決定しました。魏さんと陸さんの割合は6:4で400元以上、保証金は1万元。

以上をまとめると、婚姻期間中、夫婦の一方が忠実義務に違反して婚外の愛人に多額の金銭を送金・寄付した場合、公序良俗に違反する無効な民事法行為となります。相手方は全額返金を請求することができます。

質問: 魏さんは、陸さんからヤンさんに寄付された8つの不動産を取り戻すことができますか?

回答: (2014) Bao Min Yi (Min) Chu Zi No. 3721 によると、ラン教授の元妻は、事件を処理する権利がないとしてラン教授を訴えました（個人のプライバシーに関わる非公開判決）。結婚中に、ラング教授はスチュワーデスのために2つの不動産を購入する資金を提供しました。2人が別れた後、ラング教授

は当時6番目の妻を説得し、2軒の家の購入資金を回収するために夫婦の共有財産を処分する権利がないとして訴訟を起こすよう説得した。最終的に、裁判所はラング教授の元妻の要求を支持し、スチュワーズが2つの物件の購入金を返金するべきとの判決を下した。

この訴訟から、出資が夫婦の共有財産に属すると判断されると、婚姻期間中の一方当事者による他方の財産処分の隠蔽は、彼女を処分する権利がないとみなされるといふ裁判所の見解がわかります。/他人の所有物。客室乗務員とラング教授との関係は公序良俗に反し、無効な民事法行為であったため、裁判所は客室乗務員が主張する寄付を支持しなかった。この事件に戻ると、魏さんが裁判所に訴訟を起こした場合、裁判所が購入金が夫婦の共有財産であると判断し、陸さんが権利なしに一方的な処分をした場合、裁判所は最も有利な判決を下すことになる。ラング教授の訴訟と同じ判決が下される可能性が高く、ヤンさんは8件の不動産の購入金を返還すべきとの判決が下された。

以下の訴訟（シンタオヘッドラインより）も男性が女性に財産を贈与したものであるが、判決も異なっている。

2019年末、江蘇省の女性、チャオさんは張さんに2020年の欲しいもののリストを送り、「欲しいもののリストが叶ったら結婚する」と約束した。かねてから趙を追いかけたいと思っていた張氏は、これはまたとないチャンスだと感じ、「欲しいもののリスト」を実現するため、他人からの貸し借りで資金を調達し、携帯電話を次々と購入した。趙さんの欲しいもののリストには住宅ローンが入っていて、アウディブランドの車が1台、住宅ローンの支払いは毎月趙さんに前払いされていた...趙さんも自然と恋人になった。良い時期は長くは続かず、半年後、趙さんは感

情的不一致を理由に離婚を申請したが、張さんは趙さんに財産の返還を求めたが無駄で、張さんは趙さんを不当利得で法廷に訴えた。

裁判所は、張氏が趙氏との関係が始まった6か月間で、日常的な交流に必要な額を超える30万元近くの財産を趙氏に支払ったと認定し、趙氏は自分の願いを叶えるために張氏と結婚する約束をしたと認定した。贈り物は、双方が結婚することを望む張氏の願いとみなされるべきであり、交際中の一般的な贈り物として定義することはできません。両者の関係は終わったので、お金は返さなければならないが、最終的に裁判所は趙氏に20万元を返還しなければならないとの判決を下した。

上記の訴訟では男性が女性に財産を贈与したが、いずれの訴訟でも裁判所は一般贈与として多額の財産を贈与することを支持しなかった。夫婦が贈与を受け取る際、受取人が贈与された財産を合法的に取得したい場合、両当事者は権利を確認するために追加の書面による贈与契約を締結する必要がある（完了することが最善である）。贈与契約の公証）寄付者を避けるため、後悔して不当利得の請求を追及する。

これについて読者や友人は異なる意見を持っているでしょうか？メッセージエリアにメッセージを残していただけます。